

議案第21号

読谷村附属機関に関する条例の一部を改正する条例

第1条 読谷村附属機関に関する条例（昭和48年読谷村条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

村長	読谷村特定教育・保育施設等設置事業者選考委員会	特定教育・保育施設等を設置しようとする者の選考に関すること。
----	-------------------------	--------------------------------

」を

「

村長	読谷村特定教育・保育施設等設置事業者選考委員会	特定教育・保育施設等を設置しようとする者の選考に関すること。
村長	読谷村議員報酬等審議会	村議会議員の報酬等の審議に関すること。
村長	読谷村敬老祝金検討委員会	敬老祝金の適正なあり方について検討すること。

」に

改める。

第2条 読谷村附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

村長	読谷村特定教育・保育施設等設置事業者選考委員会	特定教育・保育施設等を設置しようとする者の選考に関すること。
村長	読谷村議員報酬等審議会	村議会議員の報酬等の審議に関すること。

		ること。
--	--	------

」を

「

村長	読谷村特定教育・保育施設等 設置事業者選考委員会	特定教育・保育施設等を設置しよ うとする者の選考に関すること。
----	-----------------------------	------------------------------------

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實